

令和7年度

東広島市下水道事業

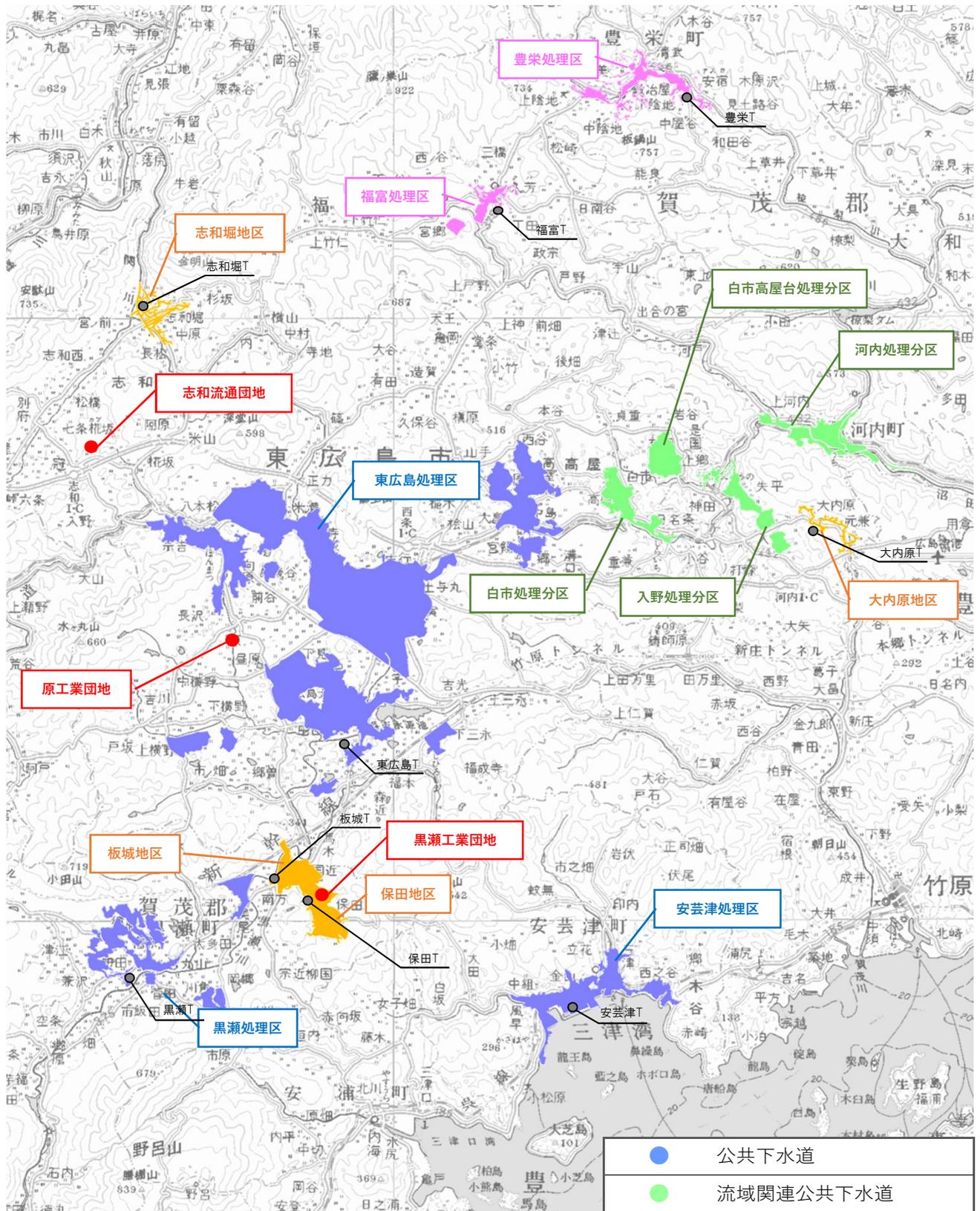
東広島市污水適正処理構想改定業務

仕様書

施 工 場 所 東広島市内一円

東広島市污水適正処理構想改定業務 位置図

■東広島市下水道計画一般平面図（污水）



●	公共下水道
●	流域関連公共下水道
●	特定環境保全公共下水道
●	農業集落排水
●	産業団地

(別記様式1)

特記事項 (管理技術者及び照査技術者の選任)

この業務については、次のとおり管理技術者及び照査技術者を定めることが必要である。

業務名	東広島市污水適正処理構想改定業務	
委託業務場所	東広島市内一円	
<p>○印がある部分の技術者が必要である。</p> <p>なお当該技術者は、別に定めのない限り、配置時点で直接的かつ恒常的な雇用関係（所属する会社との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前（随意契約にあつては見積書提出日前）までに連続して3か月以上存在すること）にある者とする。</p>		
業務の種類	管理技術者	照査技術者
設計業務	(○) (技術士) <u>総合技術監理部門:下水道</u>	(○) (技術士) <u>下水道</u>
	() (資格は問わない)	() (資格は問わない)
測量業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
地質及び土質調査業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
用地調査等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
建築設計等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
<p>管理（照査）技術者の履行期間途中での交代は、管理（照査）技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き原則認めない。その場合であっても、交代前後における管理（照査）技術者の技術力が同等以上に確保されなければならない。</p>		

(注) 必要とする技術者の欄に、○を付して使用のこと。

(別表)

委託業務	管理技術者及び照査技術者の資格要件			
設計業務	(1) 技術士又はシビルコンサルタントマネージャー(RCCM)の資格保有者			
	設計業務の種類	技 術 士	R C C M	添付書類
	河川・砂防 及び海岸・海洋	技術士法（昭和58年法律 第25号）第4条に定める 技術部門のうち「建設部門」 に該当する資格	左記「設 計業務の 種類」ご とのRCCM の資格	技術士登 録等証明 書又は RCCMの資 格証の写 し
	港湾及び空港			
	電力土木			
	道 路			
	鉄 道			
	造 園			
	都市計画及び 地方計画			
	土質及び基礎			
	鋼構造及び コンクリート			
	トンネル			
	施工計画・施工 設備及び積算			
	建設環境			
	上水道及び 工業用水道 下 水 道	上記法に定める技術部門 「上下水道部門」に該当す る資格		
	農業土木	上記法に定める技術部門 「農業部門」に該当する資 格		
	森林土木	上記法に定める技術部門 「森林部門」に該当する資 格		
	水産土木	上記法に定める技術部門 「水産部門」に該当する資 格		
廃棄物	上記法に定める技術部門 「衛生工学部門」に該当す る資格			
地質	上記法に定める技術部門 「応用理学部門」に該当す る資格			

	<p>機械</p> <p>上記法に定める技術部門「機械部門」に該当する資格</p>		
	<p>電気電子</p> <p>上記法に定める技術部門「電気電子部門」に該当する資格</p>		
	<p>(2) (1) と同等の能力と経験を有する技術者 (同上。この場合は、業務の種類を問わず以下の要件を満たせばよい。)</p> <p>【添付書類】 実務経歴書</p> <p>① 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) による大学 (旧大学令による大学を含む。) 又は高等専門学校 (旧専門学校令による専門学校を含む。) の土木工学又は同等の工学に関する科目 (橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。) を習得し、建設コンサルタント等業務 (建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。) に 20 年以上の実務経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント等業務に 22 年以上の実務経験を有する者</p> <p>③ その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に 25 年以上の実務経験を有する者</p>		
<p>測量業務</p>	<p>『測量業務共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」又は「土地家屋調査士」であり、高度な技術と十分な実務経験を有する者</p> <p>【添付書類】 資格証の写し又は土地家屋調査士登録証明書の写し</p>		
<p>地質及び土質調査業務</p>	<p>『地質・土質調査業務共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」とし、業務の履行にあたり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者。</p>		
<p>用地調査等業務</p>	<p>『用地調査等共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」(資格要件は次のいずれかに該当する者)</p> <p>(1) 主たる補償業務 (補償コンサルタント登録規程第 2 条に規定する登録部門、(土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償) のいずれかに係る補償業務。以下同じ。) に関し 7 年以上の実務経験を有する者</p> <p>【添付書類】 実務経歴書</p> <p>(2) 主たる補償業務に関する補償業務管理士 (一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第 14 条の規定による補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)</p>		

	<p>【添付書類】登録証の写し</p> <p>(3) 補償コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者）</p> <p>【添付書類】登録に当たり交付される補償コンサルタント登録済みを証する書面の写し（登録部門に係る補償業務管理者の氏名が記載されたもの）</p> <p>(4) 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者</p> <p>【添付書類】実務経歴書</p>
<p>建築設計 等業務</p>	<p>『公共建築設計業務委託共通仕様書（一般社団法人公共建築協会）』に規定する「管理技術者」とし、管理技術者の資格要件は、特記事項に定める。</p> <p>【添付書類】資格証の写し</p>

特 記 仕 様 書

本業務の実施に当たっては、広島県制定「設計業務等共通仕様書（令和6年8月）」、「測量業務共通仕様書（令和6年8月）」、「地質・土質調査業務共通仕様書（令和6年8月）」、及び東広島市制定「下水管渠実施設計業務委託標準仕様書」に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

1. 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。（ただし、「設計業務等共通仕様書」第1編第1章第1119条、第1150条、第1編第2章第1209条第12項、「測量業務共通仕様書」第1章第105条、第120条、第156条、「地質・土質調査業務共通仕様書」第1章第120条及び第153条においては読み替えないものとする。）
2. 「契約規則第2条第1項」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替えるものとする。
3. 「契約約款6条」とあるのは「東広島市業務委託契約約款（以下「市契約約款」という。）第5条」、「契約約款7条」とあるのは「市契約約款第6条」、「契約約款8条」とあるのは「市契約約款第7条」、「契約約款9条」とあるのは「市契約約款第8条」、「契約約款10条」とあるのは「市契約約款第9条」、「契約約款11条」とあるのは「市契約約款第10条」、「契約約款12条」とあるのは「市契約約款第11条」、「契約約款13条」とあるのは「市契約約款第12条」、「契約約款15条」とあるのは「市契約約款第14条」、「契約約款18条」とあるのは「市契約約款第17条」、「契約約款19条」とあるのは「市契約約款第18条」、「契約約款20条」とあるのは「市契約約款第19条」、「契約約款21条」とあるのは「市契約約款第20条」、「契約約款22条」とあるのは「市契約約款第21条」、「契約約款23条」とあるのは「市契約約款第22条」、「契約約款27条」とあるのは「市契約約款第26条」、「契約約款28条」とあるのは「市契約約款第27条」、「契約約款29条」とあるのは「市契約約款第28条」、「契約約款30条」とあるのは「市契約約款第29条」、「契約約款31条」とあるのは「市契約約款第30条」、「契約約款33条」とあるのは「市契約約款第32条」、「契約約款40条」とあるのは「市契約約款第39条」と読み替えるものとする。

4. その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
—	—	—	—	前払金		契約金額が50万円以上の委託業務の場合は前払金を請求することができる。 前払金は契約金額の30%以内とする。 その他、前金払の適用は、次の要領による。 業務委託代金前金払実施要領
設計業務等共通仕様書						
1	1	1	1101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
1	1	1	1117	成果物の提出	4	適用しない。
1	1	1	1136	低入札価格調査制度		適用しない。
1	1	2	1146	業務成績評定		適用しない。
1	1	2	1147	情報共有システム		適用しない。
1	1	2	1148	総合評価落札方式		適用しない。

測量業務共通仕様書						
	1	1	101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
	1	1	118	成果物の提出	4	適用しない。
	1	1	137	低入札価格調査制度		適用しない。
	1	2	150	成果物の提出	2	適用しない。
	1	2	152	業務成績評定		適用しない。
	1	2	153	情報共有システム		適用しない。
	1	2	154	総合評価落札方式		適用しない。
地質・土質調査業務共通仕様書						
	1	1	101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
	1	1	118	成果物の提出	4	適用しない。
	1	1	137	低入札価格調査制度		適用しない。
	1	2	147	成果物の提出	1(2)から 2まで	適用しない。
	1	2	149	業務成績評定		適用しない。
	1	2	150	情報共有システム		適用しない。
	1	2	151	総合評価落札方式		適用しない。

東広島市汚水適正処理構想改定業務

業務委託標準仕様書

〔1〕一般仕様書

第1章 総則

1. 1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、東広島市の将来を見据え、社会情勢の変化、人口減少・高齢化の進展、本市の新たな施策の施行、施設の老朽化、財政状況等を踏まえ、持続可能で効率的な汚水処理体制を再構築するため、「東広島市汚水適正処理構想」を改定する。これにより、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全、および市民負担の軽減に資することを目的とする。

1. 2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1. 3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1. 4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1. 6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1. 7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1. 8 管理技術者及び担当技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び担当技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道））を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、下水道事業における汚水処理施設整備構想業務及び経営戦略策定業務を受注し引き渡した実績を有する担当技術者を配置しなければならない。

1. 9 工程管理

- (1) 受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1. 10 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に東広島市の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、東広島市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1. 11 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1. 12 参考資料の貸与

東広島市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1. 13 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1. 14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1. 15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、東広島市、受注者の協議によるものとする。

第2章 計画

2. 1 一般的事項

受注者は、調査及び計画に当り、十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2. 2 業務の手順

- (1) 業務は十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2. 3 調査及び計画

受注者は、東広島市より提供した資料、受注者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、〔2〕特記仕様書2. 業務内容に基づいて汚水適正処理構想の改定を作成するものとする。

2. 4 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

3. 1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。(図面についてはJW_CAD for Windows 対応のファイル(JWW形式またはSFC形式)、shape ファイルも納品すること)

- (1) 東広島市汚水適正処理構想改定図書
 - (イ) 東広島市汚水適正処理構想改定説明書 A4 キングファイル製本 3部
 - (ロ) 東広島市汚水適正処理構想改定図 白焼3部
- (2) その他関係図書
- (3) 打合せ議事録
- (4) 電子成果品一式

第4章 参考図書

4. 1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 下水道事業の手引き (日本水道新聞社)
2. 下水道計画の手引き (全国建設研修センター)
3. 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル (国土交通省, 農林水産省, 環境省)
4. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説 (国土交通省)

5. 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
6. 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
7. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
8. 下水道事業におけるコスト縮減の取り組みについて（日本下水道協会）
9. 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
10. 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（国土交通省）
11. 町村下水道着手マニュアル（日本下水道協会）
12. バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル（国土交通省）
13. 高度処理施設設計マニュアル（案）（日本下水道協会）
14. 下水道収支分析モデルの作成について（日本下水道協会）
15. 新都市計画の手続（都市計画協会）
16. 下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアル（案）（国土交通省）

〔2〕特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「東広島市汚水適正処理構想改定業務 業務委託標準仕様書」第1章1. 1及び1. 2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

2. 業務内容

業務の検討内容は、下記のとおりとする。

(1) 現状と課題の整理・分析

1) 汚水処理施設の現状把握・整理

①下水道

公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道の区域（全体計画区域、事業計画区域、整備済み区域、未整備区域）、処理能力、処理水質、管渠延長、老朽化状況、維持管理費、事業費、接続率、ストックマネジメント計画の進捗状況

②農業集落排水

農業集落排水施設の処理区域、処理能力、稼働状況、処理水質、処理人口、老朽化状況、維持管理費、今後の統廃合の可能性、改築計画の進捗状況

③合併浄化槽

合併処理浄化槽の普及状況、法定検査受検率、設置補助金の実績、維持管理状況（清掃・保守点検状況）、単独処理浄化槽からの転換状況、既存単独処理浄化槽・くみ取り便所の残存数と処理状況

2) 汚水処理事業を取り巻く環境変化の整理

①人口・家屋数動態

国勢調査・住民基本台帳に基づく現況人口、国立社会保障・人口問題研究所等の将来推計人口、東広島市総合計画や総合戦略の将来計画

②土地利用状況

都市計画マスタープラン、立地適正化計画、災害危険区域、産業振興の状況など

③財政状況

経営状況、交付金の動向と活用実績、企業債残高、経営戦略の改定状況など

3) 関連計画・上位計画との整合性確認

広島県汚水適正処理構想、広島県下水道事業広域化・共同化計画、東広島市総合計画、都市計画マスタープラン、東広島市水道事業基本計画など、関連する計画との整合性を確認

4) 既存構想の評価と課題抽出

現行の汚水適正処理構想の達成状況、実績、課題、見直しが必要な点について詳細に評価

(2) 将来展望と新たな目標設定

1) 将来汚水処理需要予測

①将来人口・家屋数の予測

(1) 2) ①で整理した人口フレームを参考に字界等の区域単位に将来の人口・家屋数の推計

②計画汚水量原単位の設定

水使用の実態に即した計画汚水量原単位の設定 (家庭、工場、その他)

③新たな施策に係る汚水量設定

東広島市次世代学園都市構想をはじめとした新たなまちづくりや産業団地誘致など、市の施策の施行に伴い増加すると予想される汚水量の設定

2) 実施可能な事業量・期間の設定

持続的で効率的な下水道事業を展開するために、ヒト・モノ・カネの観点から実施可能な下水道未普及整備の事業量、及び実施期間を設定

・ヒト：実施に向けた必要職員数

・モノ：施設の新設から改築へ事業のウエイト移行時期 (ストマネ計画との兼ね合い)

・カネ：国費の今後の交付見込み など

3) 汚水処理のゾーニング見直し

①集合個別処理判定手法の立案

下水道整備区域、農業集落排水区域、合併処理浄化槽整備区域等の現状を再評価し、将来の人口動態、財政状況、施設整備費用、地域特性、これまでの市民負担状況など多面的な指標を設定し、実情を鑑みた集合個別処理判定となるような手法の立案

②検討単位区域での集合個別処理判定の実施

東広島市下水道未普及解消整備計画 (R5.7) で設定済みの検討単位区域により、下水道未普及地域の集合個別処理判定を実施

③シナリオの設定

検討単位区域ごとの下水道未普及整備の継続可否を多層的な要素により判断するためのシナリオを設定

(シナリオ設定例)

ケース1：集合個別処理判定に基づき整備を継続・中止

ケース2：集合個別処理判定では整備を継続 (中止) だが他要因 (住民意向等) により整備を中止 (継続)

ケース3：集合個別処理判定では整備を継続だが実施可能な事業量と実施期間を超過することから優先順位の低い区域は整備を中止 など

④下水道処理区域の設定

これまでの検討結果を整理したうえで下水道全体計画区域を設定

(3) 関係者協議資料等の作成

1) 住民意向の把握

住民意向を把握・反映するための地元説明、アンケート調査等の資料作成、収集整理 (5住民自治協議会程度を想定)

2) 調整会議

本業務は、「東広島市汚水適正処理構想の連絡調整に関する要綱」に基づき市関係部局で構成された連絡・調整会議に諮りながら履行することになるため、その資料作成、収集整理 (初回・中間報告・最終報告の3回程度を想定)

(4) 下水道区域縮小により生じる新たな課題と対策 (浄化槽区域)

1) 資料収集・整理

公共下水道区域から合併浄化槽区域に変更した実績のある自治体の事例収集と整理

2) 代替え手法の立案

公共下水道区域から合併浄化槽区域に変更になった住民に対し、不公平感を払拭するための代替え手法（市町設置・管理型浄化槽、個別補助制度など）を検討し、複数案について客観的指標により評価し最適手法を立案

3) 住民説明資料の作成

公共下水道区域から合併浄化槽区域に変更することについて、住民と合意形成を図るための説明資料の作成

(5) 下水道施設整備計画の検討

1) 計画変更（汚水量、区域）に伴う処理場の整備方針

計画汚水量や区域変更による処理場施設の増設、ダウンサイジングについて概略検討し、計画変更後の処理場整備のロードマップを作成

2) 下水道施設の統廃合計画

広島県下水道事業広域化・共同化計画に掲げた、板城地区、保田地区、大内原地区の農業集落排水施設の公共下水道（流域関連下水道）への統廃合計画について、課題、施設廃止に向けた手続きの整理、跡地利用計画の検討と実施に向けたロードマップを作成

(6) 照査

検討項目における方針の確定、確認と作業内容の照査

(7) 図書作成及び報告書作成

東広島市汚水適正処理構想（素案）、構想概要書を作成し、検討項目については報告書としてとりまとめ

(8) 設計協議

初回、中間3回、および納品時に協議を行うことを基本とするほか、必要に応じ適宜協議

3. その他特記事項

参考までに本市の下水道整備状況を示す。

(1) 汚水処理施設整備構想

検討範囲人口【令和6年度末】：

■下水道人口普及率

○公共下水道

処 理 区	東広島	黒 瀬	安芸津	白 市	白市高屋台	河 内	合 計
全体計画内人口	99,120	12,570	5,323	3,665	9	2,712	123,399
供用開始人口	73,380	8,244	2,935	2,957	0	2,290	89,806
人口普及率 (／行政人口190,363人)	38.5%	4.3%	1.5%	1.6%	0.0%	1.2%	47.2%
参考普及率 (／全計人口)	74.0%	65.6%	55.1%	80.7%	0.0%	84.4%	72.8%

○特定環境保全公共下水道

処 理 区	入 野	福 富	豊 栄	合 計
全 体 計 画 内 人 口	270	362	758	1,390
供 用 開 始 人 口	261	356	728	1,345
人口普及率 (／行政人口190,363人)	0.1%	0.2%	0.4%	0.7%
参 考 普 及 率 (／全 計 人 口)	96.7%	98.3%	96.0%	96.8%

←整備状況表ではそれぞれ263, 259, 76

○農業集落排水

処 理 区	志和堀	板 城	保 田	大内原	合 計
全 体 計 画 内 人 口	644	1,068	570	96	2,378
供 用 開 始 人 口	644	1,068	570	96	2,378
人口普及率 (／行政人口190,363人)	0.3%	0.6%	0.3%	0.1%	1.3%
参 考 普 及 率 (／全 計 人 口)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

■汚水処理普及率

汚 水 処 理 区 分	公 共	特 環	農 集	合併浄化槽	合 計
汚 水 処 理 人 口	89,806	1,345	2,378	77,791	171,320
み な し 浄 化 槽 等					19,043
汚 水 処 理 普 及 率	47.4%	0.7%	1.3%	41.0%	90.4%

検討範囲面積【令和6年度末】:

■面積整備率

○公共下水道

処 理 区	東広島	黒 瀬	安芸津	白 市	白市高屋台	河 内	合 計
全 体 計 画 面 積	2,629.4	399.7	323.2	111.3	98.1	257.1	3,818.8
供 用 開 始 面 積	1,654.9	168.0	112.0	60.4	0.0	180.8	2,176.1
面 積 整 備 率	62.9%	42.0%	34.7%	54.3%	0.0%	70.3%	57.0%

○特定環境保全公共下水道

処 理 区	入 野	福 富	豊 栄	合 計
全 体 計 画 面 積	12.8	63.0	111.6	187.4
供 用 開 始 面 積	8.6	52.9	101.3	162.8
面 積 整 備 率	67.2%	84.0%	90.8%	86.9%

○農業集落排水

処 理 区	志和堀	板 城	保 田	大内原	合 計
全 体 計 画 面 積	28.8	15.0	16.9	4.9	65.6
供 用 開 始 面 積	28.8	15.0	16.9	4.9	65.6
面 積 整 備 率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					
下水道基本計画策定積算基準	1	式			
汚水適正処理構想改定	1	式			
現状と課題の整理・分析	1	式			
汚水処理施設の現状把握・整理	1	式			
下水道	1	式			
農業集落排水	1	式			
合併浄化槽	1	式			
汚水処理事業を取り巻く環境変化の整理	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
人口・家屋数動態	1	式			
土地利用状況	1	式			
財政状況	1	式			
関連計画・上位計画との整合性確認	1	式			
関連計画・上位計画との整合性確認	1	式			
既存構想の評価と課題抽出	1	式			
既存構想の評価と課題抽出	1	式			
将来展望と新たな目標設定	1	式			
将来汚水処理需要予測	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
将来人口・家屋数の予測	1	式			
計画汚水量原単位の設定	1	式			
新たな施策に係る汚水量設定	1	式			
実施可能な事業量・期間の設定	1	式			
実施可能な事業量・期間の設定	1	式			
汚水処理のゾーニング見直し	1	式			
集合個別処理判定手法の立案	1	式			
検討単位区域での集合個別処理判定の実施	1	式			
シナリオの設定	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
下水道処理区域の設定	1	式			
関係者協議資料等の作成	1	式			
住民意向の把握	1	式			
住民意向の把握	1	式			
調整会議	1	式			
調整会議	1	式			
下水道区域縮小により生じる新たな課題と 対策（浄化槽区域）	1	式			
資料収集・整理	1	式			
資料収集・整理	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
代替手法の立案	1	式			
代替手法の立案	1	式			
住民説明資料の作成	1	式			
住民説明資料の作成	1	式			
下水道施設整備計画の検討	1	式			
計画変更（汚水量、区域）に伴う処理場の整備方針	1	式			
計画変更（汚水量、区域）に伴う処理場の整備方針	1	式			
下水道施設の統廃合計画	1	式			
下水道施設の統廃合計画	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
照査	1	式			
照査	1	式			
照査	1	式			
図書作成及び報告書作成	1	式			
図書作成及び報告書作成	1	式			
図書作成及び報告書作成	1	式			
設計協議	1	式			
設計協議	1	式			
設計協議	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
直接人件費					
直接経費					
旅費交通費					
	1	式			
旅費交通費					
	1	式			
旅費交通費					
	1	式			
旅費交通費（計画）					
	1	式			
電子成果品作成費					
	1	式			
電子成果品作成費					
	1	式			
電子成果品作成費					
	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
電子成果品作成費(設計) その他の設計業務	1	式			
直接原価					
その他原価 計算情報…… 対象額…… 率……					
間接原価					
業務原価					
一般管理費等 計算情報…… 対象額…… 率……					
業務価格計					
消費税相当額計 計算情報…… 対象額…… 率……					
業務費計					

参 考 図 書

業務名称 : 令和7年度 東広島市下水道事業
東広島市污水適正処理構想改定業務

<注意事項>

- 1 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。
数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系	0 44 東広島市 00-07.06.01(0) 2 委託	凡例 Co … コンクリート As … アスファルト DT … ダンプトラック BH … バックホウ CC … クローラクレーン TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン
発注区分	当世代 41 建設コンサル	前世代
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。		

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
下水道基本計画策定積算基準	1	式			Y2C01 レベル1
汚水適正処理構想改定	1	式			Y2999 レベル2
現状と課題の整理・分析	1	式			Y3999 レベル3
汚水処理施設の現状把握・整理	1	式			Y4999 レベル4
下水道	1	式			V000000100 00 単第0 -0001 表
農業集落排水	1	式			V000000200 00 単第0 -0002 表
合併浄化槽	1	式			V000000300 00 単第0 -0003 表
汚水処理事業を取り巻く環境変化の整理	1	式			Y4999 レベル4

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
人口・家屋数動態	1	式			V000000400 00 単第0 -0004 表
土地利用状況	1	式			V000000500 00 単第0 -0005 表
財政状況	1	式			V000000600 00 単第0 -0006 表
関連計画・上位計画との整合性確認	1	式			Y4999 レベル4
関連計画・上位計画との整合性確認	1	式			V000000700 00 単第0 -0007 表
既存構想の評価と課題抽出	1	式			Y4999 レベル4
既存構想の評価と課題抽出	1	式			V000000800 00 単第0 -0008 表
将来展望と新たな目標設定	1	式			Y3999 レベル3
将来污水处理需要予測	1	式			Y4999 レベル4

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
将来人口・家屋数の予測	1	式			V00000900 00 単第0 -0009 表
計画汚水量原単位の設定	1	式			V000001000 00 単第0 -0010 表
新たな施策に係る汚水量設定	1	式			V000001100 00 単第0 -0011 表
実施可能な事業量・期間の設定	1	式			Y4999 レベル4
実施可能な事業量・期間の設定	1	式			V000001200 00 単第0 -0012 表
汚水処理のゾーニング見直し	1	式			Y4999 レベル4
集合個別処理判定手法の立案	1	式			V000001300 00 単第0 -0013 表
検討単位区域での集合個別処理判定の実施	1	式			V000001400 00 単第0 -0014 表
シナリオの設定	1	式			V000001500 00 単第0 -0015 表

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
下水道処理区域の設定					V000001600 00
	1	式			単第0 -0016 表
関係者協議資料等の作成					Y3999 レベル3
	1	式			
住民意向の把握					Y4999 レベル4
	1	式			
住民意向の把握					V000001700 00
	1	式			単第0 -0017 表
調整会議					Y4999 レベル4
	1	式			
調整会議					V000001800 00
	1	式			単第0 -0018 表
下水道区域縮小により生じる新たな課題と対策（浄化槽区域）					Y3999 レベル3
	1	式			
資料収集・整理					Y4999 レベル4
	1	式			
資料収集・整理					V000001900 00
	1	式			単第0 -0019 表

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
代替え手法の立案	1	式			Y4999 レベル4
代替え手法の立案	1	式			V000002000 00 単第0 -0020 表
住民説明資料の作成	1	式			Y4999 レベル4
住民説明資料の作成	1	式			V000002100 00 単第0 -0021 表
下水道施設整備計画の検討	1	式			Y3999 レベル3
計画変更（汚水量、区域）に伴う処理場の整備方針	1	式			Y4999 レベル4
計画変更（汚水量、区域）に伴う処理場の整備方針	1	式			V000002200 00 単第0 -0022 表
下水道施設の統廃合計画	1	式			Y4999 レベル4
下水道施設の統廃合計画	1	式			V000002300 00 単第0 -0023 表

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
照査	1	式			Y3999 レベル3
照査	1	式			Y4999 レベル4
照査	1	式			V000002400 00 単第0 -0024 表
図書作成及び報告書作成	1	式			Y3999 レベル3
図書作成及び報告書作成	1	式			Y4999 レベル4
図書作成及び報告書作成	1	式			V000002500 00 単第0 -0025 表
設計協議	1	式			Y3999 レベル3
設計協議	1	式			Y4999 レベル4
設計協議	1	式			V000002600 00 単第0 -0026 表

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
** 直接人件費 **					
直接経費					Z0001
旅費交通費					YZZ0101 レベル2
	1	式			
旅費交通費					YZZ010101 レベル3
	1	式			
旅費交通費					YZZ01010101 レベル4
	1	式			
旅費交通費（計画）					VZZ0101X3 00
	1	式			単第0 -0027 表
電子成果品作成費					YZZ0102 レベル2
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ010201 レベル3
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ01020101 レベル4
	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
電子成果品作成費(設計) その他の設計業務					S2Z0102X3 00
	1	式			単第0 -0028 表
* * 直接原価 * *					
その他原価 計算情報..... 対象額..... 率.....					
* * 間接原価 * *					
* * 業務原価 * *					
一般管理費等 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務価格計					
消費税相当額計 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務費計					

